



岩手県企業局の 工業用水道事業に係る 事業統合等について

令和4年6月9日(木)

岩手県 企業局 業務課

こ がわ

事業担当課長 古川 健 一





1 岩手県の工業用水道事業の概要

2 事業統合について

- (1) これまでの経緯
- (2) 平成19年度の事業統合
- (3) 令和3年度の事業統合

3 まとめ



(1) 概要

- 岩手県の工業用水道事業は、県の内陸工業地帯・北上中部地区にある**北上工業団地**、**岩手中部（金ヶ崎）工業団地**及び北上南部工業団地へ工業用水を供給するために計画され、**昭和53年度から第一浄水場**、**昭和55年度から第二浄水場**の給水を開始しています。
- また、北上工業団地に立地する企業の水需要の増加に伴い、**平成4年度から第三浄水場**の給水を開始しています。



北上工業団地



岩手中部（金ヶ崎）工業団地



第一浄水場・第三浄水場



第二浄水場



(2) 第一浄水場・第三浄水場の施設の概要

- 令和4年4月現在、北上工業団地に立地する14社へ工業用水を供給しています。
- また、濁度がより低く、より良質の処理水であるろ過水を供給する施設（北上ろ過施設）を設置して、一部の企業に供給しています。



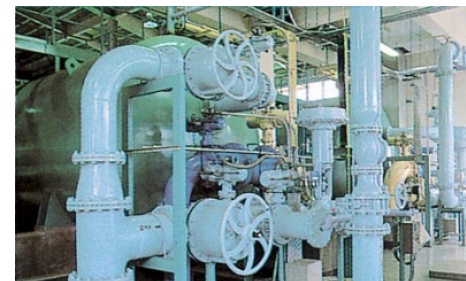
北上ろ過施設のろ過施設

施設名	第一浄水場 (旧北上中部工業用水道)	第三浄水場 (旧第三北上中部工業用水道)	北上ろ過施設
水源	北上川表流水	早池峰ダム	—
所在地／給水区域	北上市北工業団地／北上工業団地		
敷地面積 (m ²)	17,000	10,000	2,991
取水量 (m ³ /日)	20,000	20,100	—
給水量 (m ³ /日)	18,600	18,693	内8,000
給水能力 (m ³ /日)	37,293		
給水開始	昭和53年5月10日	平成4年4月1日	昭和59年7月13日
建設費 (千円)	1,084,276	6,189,043	522,653
建設期間	昭和50年度～昭和53年度	昭和61年度～平成14年度	昭和58年度～昭和59年度
ユーザー (R4.4.1)	14社		左記のうち1社



(3) 第二浄水場の施設の概要

- 令和4年4月現在、岩手中部（金ヶ崎）工業団地に立地する6社へ工業用水を供給しています。
- また、ろ過水を供給する施設（金ヶ崎ろ過施設第一期及び第二期）を設置して、一部の企業に供給しています。
- 北上南部工業団地は、給水区域としているものの、現在、需要が無く、配管や施設設備を整備していません。



金ヶ崎ろ過施設（第一期）のろ過施設

施設名	第二浄水場 (旧第二北上中部工業用水道)	金ヶ崎ろ過施設（第一期）	金ヶ崎ろ過施設（第二期）
水源	入畑ダム、早池峰ダム（旧第三分）	—	—
所在地	北上市相去町	金ヶ崎町西根	
給水区域	岩手中部（金ヶ崎）工業団地 北上南部工業団地	岩手中部（金ヶ崎）工業団地	
敷地面積（m ² ）	10,600	5,083	
取水量（m ³ /日）	18,500	—	—
給水量（m ³ /日）	（給水能力）17,205	内10,000	内3,000
給水開始	昭和56年1月1日	昭和60年1月1日	平成4年10月1日
建設費（千円）	8,771,143	615,500	998,575
建設期間	昭和52年度～平成4年度	昭和58年度～昭和59年度	平成2年度～平成4年度
ユーザー（R4.4.1）	6社	左記のうち1社	



(4) 新北上浄水場

- 平成29年9月、**大手半導体企業**が**新製造拠点の立ち上げのため**、**北上工業団地に立地を決定**しました。
- このため、当面（**第1製造棟向け**）は、**既設の浄水場の能力の範囲内**であり、**施設の増強等**で対応、これから整備する**第2製造棟向け**は、**既設の浄水場の能力を上回る需要**が見込まれたため、**新たに浄水場を整備**することとしました。
- これらの取組を通じて、**岩手県の産業振興を下支え**するとともに、「**北上川バレープロジェクト**」の**実現にも寄与**していく予定です。

【新北上浄水場の計画概要】

①建設予定地	北上市二子町坊館地内
②敷地面積	約3万3,000 m ²
③給水能力	日量約6万 m ³
④給水対象区域	北上工業団地
⑤計画期間	平成30年度～令和8年度（9か年）計画予定 （第1期、第2期、第3期に分けて段階的に整備）
⑥総事業費	約176億円
⑦収支計画	約2.4億円（45年間の累計）
⑧主な施設	取水棟・着水井混和池・高速凝集沈殿池・配水池など
⑨水利権	北上川水系（御所ダム）



(4) 新北上浄水場

○北上川バレープロジェクトとは（参考）

岩手県の県央広域振興圏と県南広域振興圏にまたがる北上川流域では、自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進み、新たな雇用の創出が見込まれています。

このことを生かし、両振興圏の広域的な連携の更なる促進や、第4次産業革命技術のあらゆる産業分野、生活分野への導入などを通じて、働きやすく、暮らしやすい、21世紀にふさわしい新しい時代を切り拓く先行モデルとなるゾーンの創造を目指し、各種取組を展開しています。



イメージの出自：
https://twitter.com/pref_iwate_plan/status/1201666957436583941

(出自：<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/chiiki/1034175/1041994.html>を要約)



みどりん



みずりん

(4) 新北上浄水場

○北上川バレープロジェクトの取組内容（参考）

① 広域的な連携の促進等による IT 産業や学術機関との連携など北上川流域の強みを生かした産業振興・生活環境の更なる充実

北上川流域全体の産業の高度化・高付加価値化、生活環境の充実

② 産業分野・生活分野への第4次産業革命技術の導入の促進と新たな技術を拓く人材の確保・育成

ア 産業分野への第4次産業革命技術の導入促進及び産業の高度化、イノベーションを創出する環境の整備

イ 生活分野への第4次産業革命技術の導入促進

ウ サイバー空間と現実空間との融合による「人・産業・社会をつなぐ」取組の推進

エ 新たな技術開発、実証実験等を行うフィールドの提供及び研究者・技術者等の受入れ

オ 高度技術人材の育成

③ 多様な主体との連携・協働によるプロジェクト推進体制の構築

ア 地域の産業界、自治体、支援機関、学術機関に加え、第4次産業革命技術に知見を有する国内外の民間事業者、学識経験者等による戦略的プラットフォームの構築

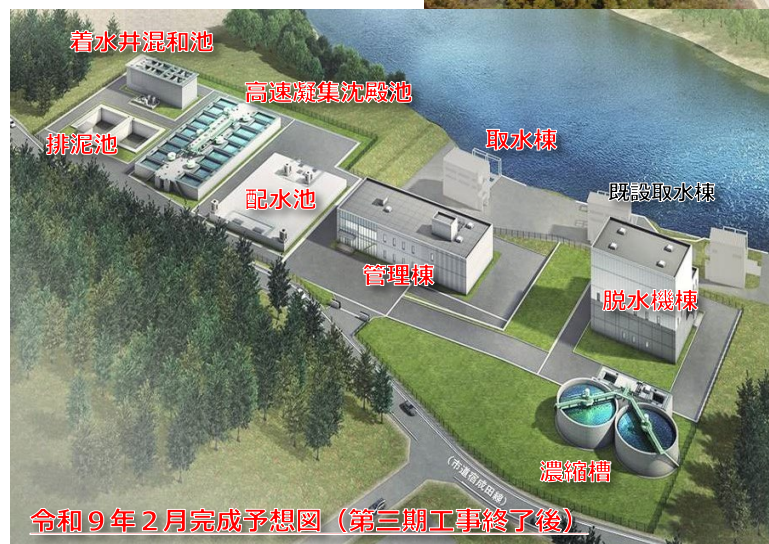
イ 本地域への興味・関心を高める取組の推進

（出自：<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/chiiki/1034175/1041994.html>を要約）



(4) 新北上浄水場

○現在の状況



(5) 料金体系

- 岩手県企業局では、平成23年4月より、契約水量に応じて料金を徴収する料金体系（責任水量制）から、**基本料金（責任水量制）**と**使用料金（従量制）**を組み合わせた**二部料金制**を採用しています。
- 具体的な給水料金は、**県営工業用水道料金徴収条例**第3条に基づき、**基本料金**、**使用料金**、**超過料金**及び**消費税・地方消費税分加算料金**から構成されており、**下表の額**に定められています。

◆給水料金（1立方メートル当り、税抜き）

料金の種別	工業用水の料金の額	ろ過料金の額
基本料金*1	42円	35円
使用料金*2	3円	3円
超過料金*3	90円	

*1：基本料金＝契約水量（ m^3 毎日） $\times$ その月の日数 $\times 1\text{m}^3$ 当りの基本料金

*2：使用料金＝その月の使用水量（ m^3 ） $\times 1\text{m}^3$ 当りの使用料金

*3：超過料金＝その月の超過水量（ m^3 ） $\times 1\text{m}^3$ 当りの超過料金

※超過水量とは、契約水量をもとに計算した平均瞬間受水量を超えた水量



(6) 決算概要

○令和2年度の損益（前年度との比較）

（単位：千円、税抜）

年度・科目	令和2年度（A）	令和元年度（B）	増減額（A-B）	増減率（A-B）/B
経常収益	791,018	869,626	-78,608	-9.0%
経常費用	740,392	805,141	-64,749	-8.0%
経常利益	50,626	64,485	-13,859	-21.5%
特別利益	9,309	0	9,309	皆増
特別損失	0	0	0	-
純利益	59,935	64,485	-4,550	-7.1%





1 岩手県の工業用水道事業の概要

2 事業統合について

(1) これまでの経緯

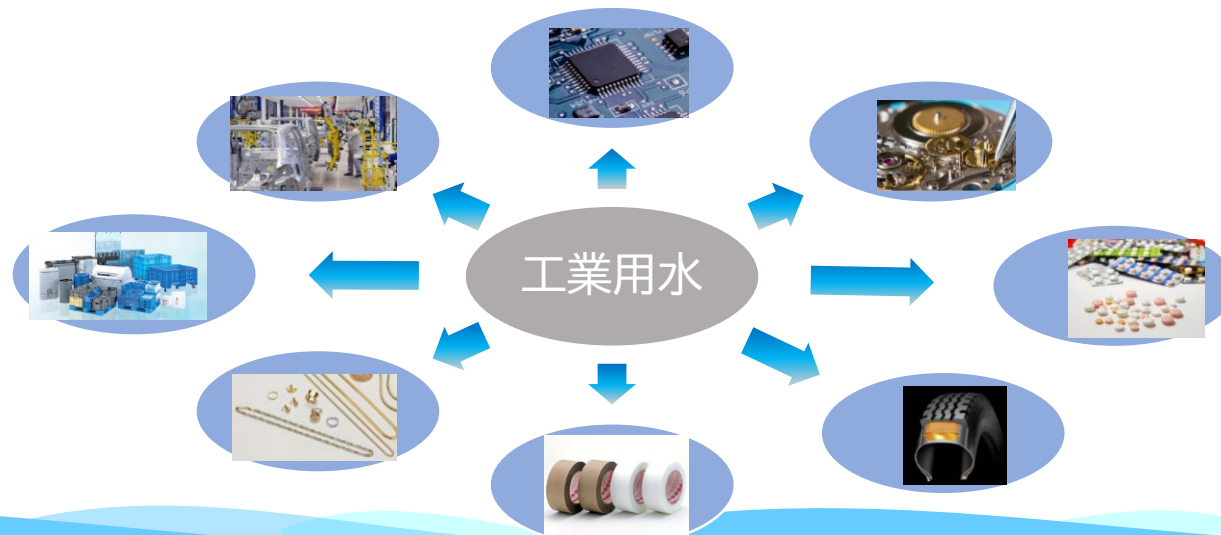
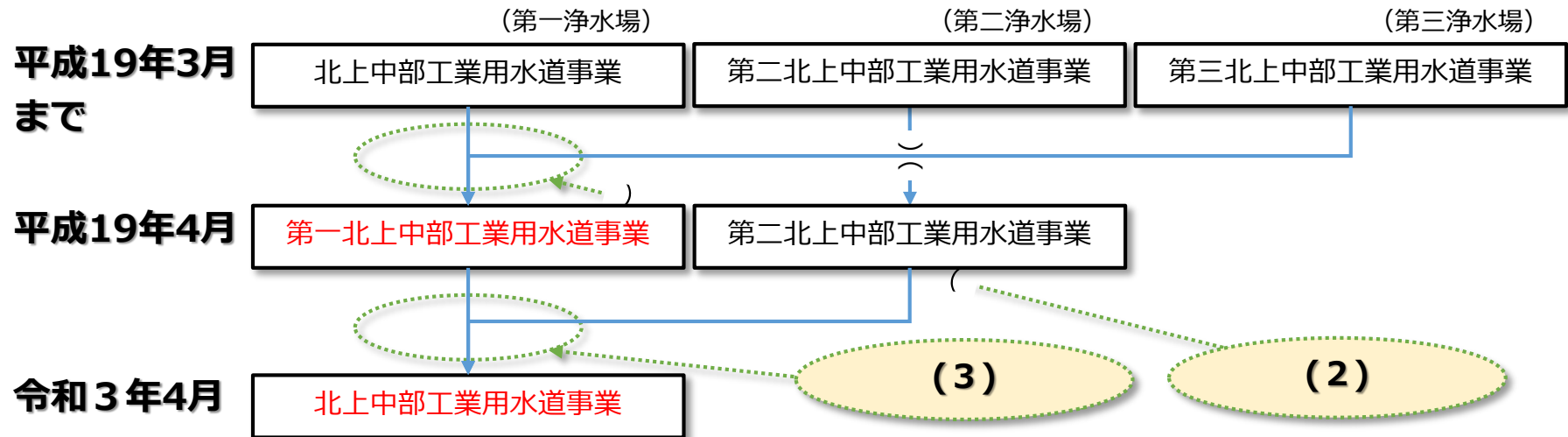
(2) 平成19年度の事業統合

(3) 令和3年度の事業統合

3 まとめ



(1) これまでの経緯





1 岩手県の工業用水道事業の概要

2 事業統合について

(1) これまでの経緯

(2) 平成19年度の事業統合

(3) 令和3年度の事業統合

3 まとめ



(2) 平成19年度の事業統合

○事業統合の概要

ア 概要

北上中部工業用水道事業と第三北上中部工業用水道 → 第三北上中部工業用水道事業を北上中部工業用水道事業が引き継ぐ形で統合（第一北上中部工業用水道事業へ）

北上中部工業用水道事業	計画給水量18,600m ³ /日	}	第一北上中部工業用水道事業
第三北上中部工業用水道事業	計画給水量20,000m ³ /日		計画給水量38,600m ³ /日

※ 計画給水量は当時。その後水源の譲渡により変更している。

イ 統合時期

平成19年 4 月

ウ 料金

料金は先に平準化済（基本料金45円/m³、超過料金90円/m³（いずれも税抜））であったためそのまま適用

※ 料金は当時。その後、平成23年 4 月に料金改定をしている。

エ 事業統合の目的

北上中部工業用水道事業（第一浄水場）の計画水量上限近くまで稼働し浄水処理能力を超えることが懸念されていたほか、第一浄水場の老朽化対策が必要となっていたため、同一の給水区画内にあった第三北上中部工業用水道事業（第三浄水場）を有効活用し、両機能の連携（相互融通）を強化しようとしたもの。



(2) 平成19年度の事業統合

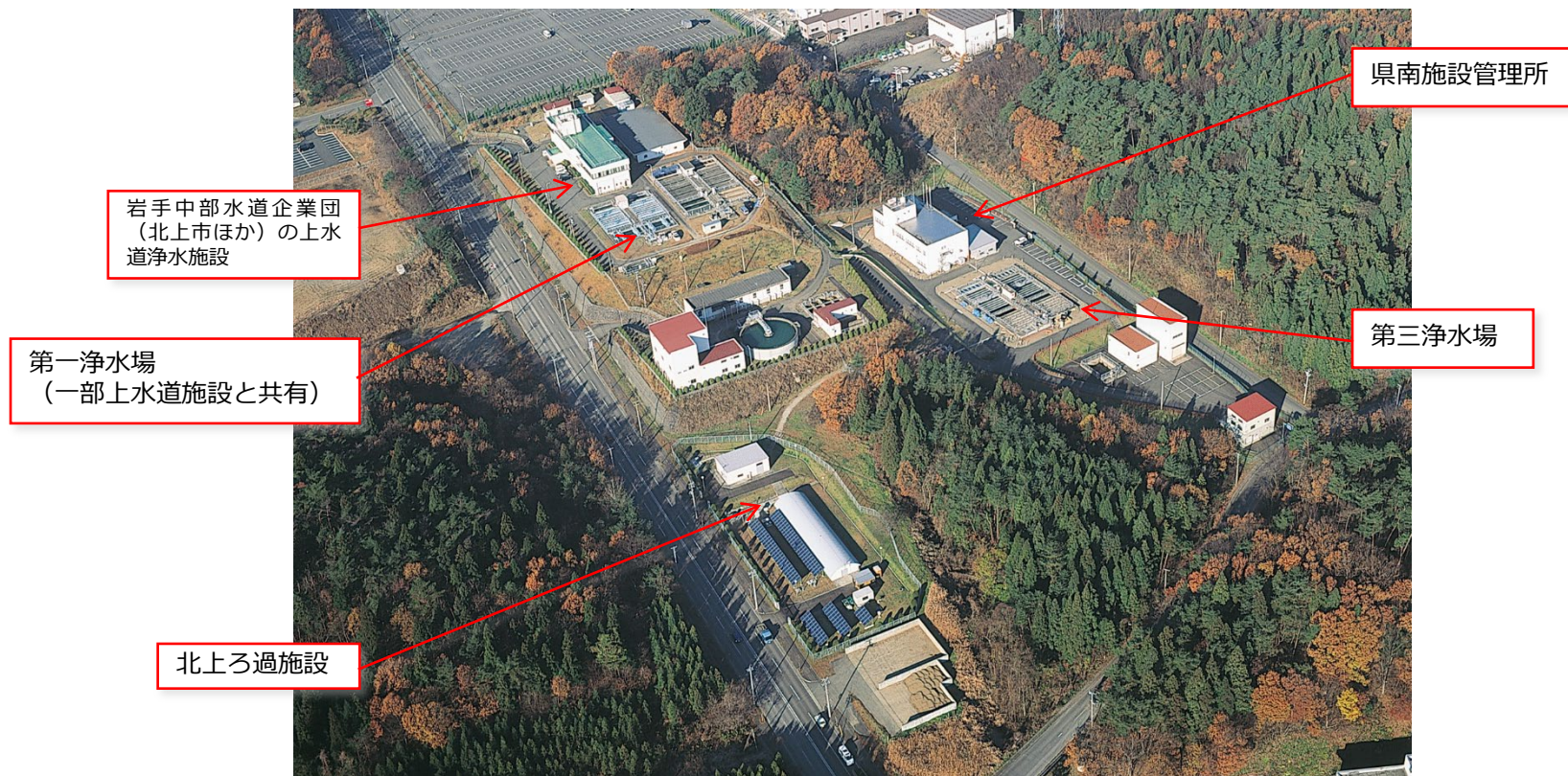
○事業統合の背景

	北上中部工業用水道（第一浄水場）	第三北上中部工業用水道（第三浄水場）
給水区域	北上工業団地	
契約率	99.6%（余裕無）	35.5%（余裕有）
老朽化	昭和53年度給水開始（老朽化進む）	平成4年度給水開始（比較的新しい）
その他	① <u>原水（北上川表流水）が高濁度になる季節に、第一浄水場の浄水処理能力を超える危険性があった。</u>このため、<u>緊急避難的措置</u>として、平成16年12月に、<u>第一浄水場と第三浄水場の配水管間に「連結管」を設置。</u>暫定的に<u>第一浄水場と第三浄水場間で処理水の融通が可能な状態</u>としていた。また、重複投資を避けるため、配管の一部を共用していた（経済産業省から使用許可）。 北上中部工業用水道 給水能力 18,600m³/日 契約水量 18,520m³/日 第三北上中部工業用水道 給水能力 20,000m³/日 契約水量 7,090m³/日 連結管 給水能力を超えない範囲で融通 北上工業団地ユーザー需要量 25,610m³/日 ② <u>第一浄水場の老朽化に伴い大規模修繕の計画の必要があったが、「予備池」がなく計画策定が立てられないでいた。</u>このため、<u>速やかにバックアップ体制の構築が必要であった。</u>	



(2) 平成19年度の事業統合

○現地の拡大写真



(2) 平成19年度の事業統合

○手続きの経緯

時期	経緯
平成17年度	・国（東北経済産業局）に事前協議
平成18年度	・国（経済産業省本省）に事前協議 ・国に工業用水道事業変更届出と計画変更承認申請書提出（9月） ・計画変更承認申請書に係る変更承認通知（2月） ・条例改正
平成19年度	・事業統合



(2) 平成19年度の事業統合

○事業統合の効果

ア 第一浄水場の負荷軽減

事業統合により、第一浄水場の負荷を第三浄水場で補う「負荷分散方式」について、「緊急避難的」な措置から「恒常的」な措置に移行した。

イ 計画的な改修工事等

事業統合により、第一浄水場のバックアップとして第三浄水場の活用が可能となり、老朽化対策等の工事計画の策定も目途が着くようになった。

ウ 相互のバックアップ施設として使用可能

第一浄水場と第三浄水場の2系統からの給水が可能となることにより、施設障害発生に強いバックアップ機能の確保が可能になった。

エ 事務の効率化とユーザー便益の向上

将来の改良・修繕工事コストの削減、障害発生時の収益口スを最小限とすることが可能に。
ユーザー側にとっても、工業用水の一層の品質向上と、障害発生時や原水の季節変動に関係なく常に安定した工業用水供給体制が得られるようになった。

(出自：平成18年8月23日付け 岩手県企業局「北上中部工業用水道と第三北上中部工業用水道の事業統合について」を要約)





1 岩手県の工業用水道事業の概要

2 事業統合について

(1) これまでの経緯

(2) 平成19年度の事業統合

(3) 令和3年度の事業統合

3 まとめ



(3) 令和3年度の事業統合

○事業統合の概要

ア 概要

第一北上中部工業用水道事業と第二北上中部工業用水道 → 北上中部工業用水道事業に統合

第一北上中部工業用水道事業	計画給水量97,557m ³ /日	}	北上中部工業用水道事業 計画給水量114,762m ³ /日
第二北上中部工業用水道事業	計画給水量17,205m ³ /日		

※ 第一北上中部工業用水道事業の計画給水量は、新北上浄水場（現在整備中）60,264m³を含んでいること。

イ 統合時期

令和3年4月

ウ 料金

料金は先に平準化済（基本料金42円/m³、使用料金3円/m³、超過料金90円/m³（いずれも税抜））であったためそのまま適用

エ 事業統合の目的

第一北上中部工業用水道事業（第一浄水場・第三浄水場）と第二北上中部工業用水道事業（第二浄水場）とは、同じ水源、同じ料金体系、同じ部署（企業局県南施設管理所）で維持管理するなど、実質的に一体で管理していることから、今後の経営状況を考慮し、両者の事業統合によるスケールメリットの活用により、一層の効率化を図り工業用水道事業の安定経営の継続及び工業用水の安定供給に繋げようとしたもの。



(3) 令和3年度の事業統合

○事業統合の背景

	第一北上中部工業用水道 (第一浄水場・第三浄水場)	第二北上中部工業用水道 (第二浄水場)
給水区域	北上工業団地	北上南部工業団地〔計画〕 岩手中部（金ケ崎）工業団地
給水能力	37,293m ³ ↓（新北上浄水場の建設に伴い変更） 97,557m ³ （新浄水場60,264m ³ 含み）	17,205m ³
給水開始	昭和53年度（昭和53年5月10日）	昭和55年度（昭和56年1月1日）
その他	①地方公営企業会計基準の見直し <u>地方公営企業会計基準の見直し</u>があり、<u>減損会計の導入</u>がされるなどした（平成26年度決算から適用）。 ②第二北上工業用水道事業の収支状況 平成24年度に、第二北上工業用水道事業で大口ユーザーの工場譲渡があり、<u>立地企業の撤退の対応策の検討</u>が迫られた。また、この時期以降、<u>ユーザー側から契約水量の見直しを求める声</u>がたびたび上げられるようになった。 <u>事業の規模が小さく、収支状況が芳しくなかった第二北上工業用水道事業では、今後のユーザーの撤退等の影響が大きくなり、減損会計の対象（特別損失計上）になるリスク、及びこれを回避するための大幅な料金の引き上げを行う必要が現実味を帯びてきた。</u> このため、経営基盤の安定化策として事業統合の検討が開始されることになった。	



みどりん



みずりん

(3) 令和3年度の事業統合

○補足説明1 「減損会計」とは

『地方公営企業が保有する固定資産のうち、事業年度末日において予測することができない減損が生じたもの、又は減損損失を認識すべきものは、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失、又は認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額として付すこととされている。この場合において、帳簿価額を減額した額は特別損失として計上する』。

『「減損」とは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態など、固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう』。

○補足説明2 減損の兆候があるかどうかの判断

減損の兆候の例としては、『固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること』等があげられる。

『「継続してマイナスとなる見込み」とは、前事業年度と当該事業年度以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合を指すものと考えられる』。

(出自：地方公益企業制度研究会編「公営企業の経理の手引き」(3)の「6 減損会計」(119p～)から必要箇所を抜粋(『』囲み部分))



(3) 令和3年度の事業統合

○補足説明3 「固定資産グループ」の解釈

『なお、水道、交通、ガス、下水道の各事業は、事業全体でキャッシュ・フローを生成するのが通例と考えられ、工業用水道、電気、病院の各事業は、施設毎でキャッシュ・フローを生成するのが通例と考えられる』。

○補足説明4 減損損失を認識するかどうかの判定

『現存の兆候がある場合には、当該固定資産又は固定資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。この判定は、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する』。

○補足説明5 減損損失の会計処理

『「減損損失を認識すべき」と判定された固定資産又は固定資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額した額を減損損失として当該事業年度の特別損失とする』。

(地方公益企業制度研究会編「公営企業の経理の手引き」(3)の「6 減損会計」(119p～)から必要箇所を抜粋(『』囲み部分))



(3) 令和3年度の事業統合

○手続きの経緯

時期	経緯
平成26年度以前	・立地企業で工場の譲渡 ・譲渡元事業者・譲受事業者の連名で工業用水使用量の引き下げの要望 → 工業用水道事業の経営に影響が出るということで若干調整を実施
平成26年度	・事業統合の検討開始
平成27年度	・国（経済産業省本省・東北経済産業局）に事前協議開始 ・現地視察等対応 ・「施設の共有については、水源を共有しているため、要件は満たす。しかし、各事業の経営状況が異なっているので、ユーザーへの説明を十分に行い、理解を得ること」を条件に事業統合を承認するとの見解を得る。
平成28年度	・事業統合のメリットと施設の共有化等の再整理と再検討 ・ユーザーへの説明
平成29年度 ～平成30年度	・大手半導体企業の進出の動きが出てきたため、施設の共有化の動きをいったんペンディング
令和元年度	・国（経済産業省本省・東北経済産業局）に再確認（平成27年度までの手続きを再開し継続することの確認→了）
令和2年度	・国に工業用水道事業変更届出と計画変更承認申請書提出（7月） ・計画変更承認申請書に係る変更承認通知（8月） ・ユーザーへの説明（1月） ・条例改正
令和3年度	・事業統合



(3) 令和3年度の事業統合

○事業統合の効果

ア 事業規模拡大による経営安定化

事業統合で事業規模を拡大することにより、1ユーザーの契約水量・使用水量の増減等の要因が経営に与える影響を相対的に小さくすることが可能になった（第二北上工業用水道（第二浄水場）の減損会計対象リスクの低減）。

イ 事務の簡略化による人件費削減

予算要求、予算執行管理、決算整理等の事務において事務の簡略化が可能になった。

また、これらの事務に従事する職員の事務量が減ることにより、1名分の人件費削減を見込んだ。

ウ 効率的な設備運用

事業規模の拡大（スケールメリット）を生かした効率的な設備運用により費用削減が期待できるほか、設備等の更新時の統廃合やダウンサイジングの検討の際に、現行の2事業で分断されている状況よりも、統合したほうが多くの選択肢を持つことが可能になった。

エ 安定経営と安定供給の維持

アからウにより、工業用水道事業全体の安定経営を維持していくとともに、ユーザー側においても、現行料金を維持して良質な工業用水の安定供給を継続することが可能になった。

（出自：令和元年10月9日付け 岩手県企業局「第一北上中部工業用水道と第二北上工業用水道の事業統合に係る検討状況」を要約）



- 
- 1 岩手県の工業用水道事業の概要
 - 2 事業統合について
 - (1) これまでの経緯
 - (2) 平成19年度の事業統合
 - (3) 令和3年度の事業統合
 - 3 まとめ



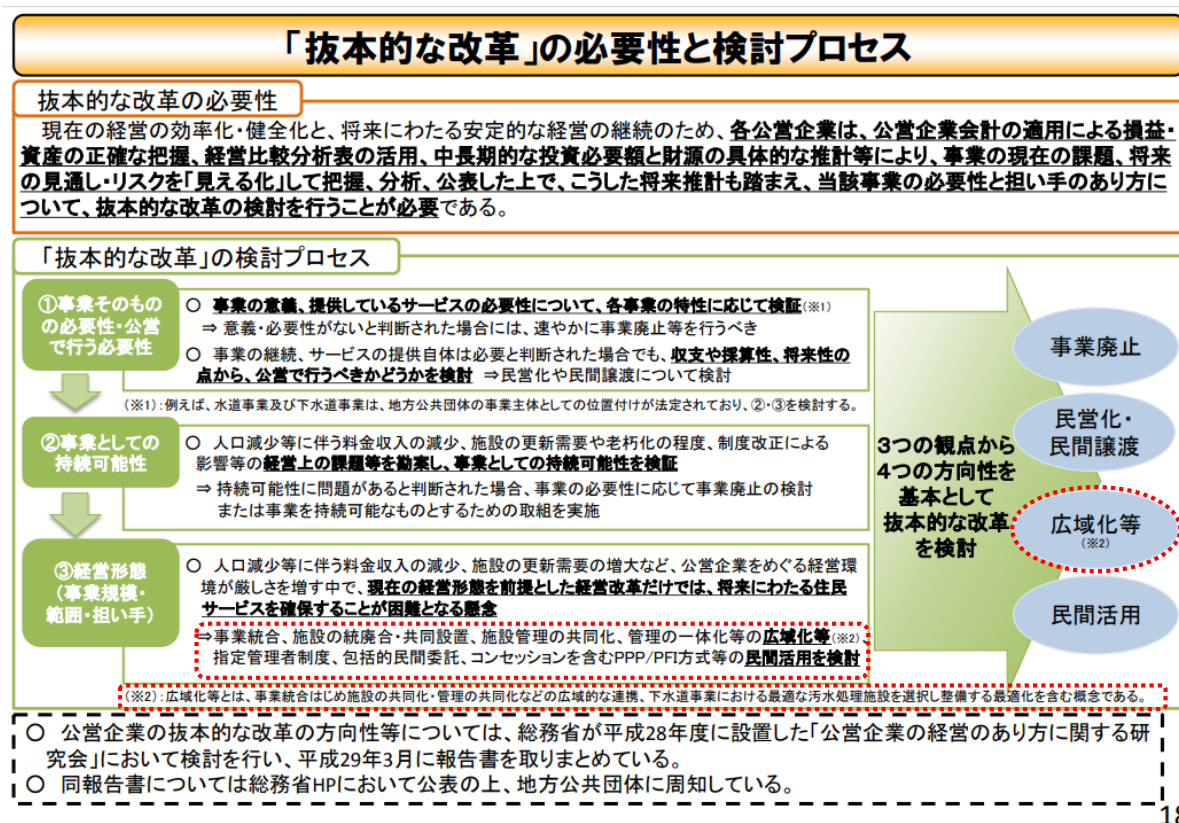
みどりん



みずりん

3 まとめ

- 「事業統合」は、総務省が進めている地方公営企業の抜本的な改革等の4つの方向性「広域化等」に含まれる取組の1つです。



18

出自:

総務省「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」第1回(平成31年4月19日(金))資料2「地方公営企業の概要及び経営改革の推進に係るこれまでの取組」の18pより(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/population_decline_society/index.html)



みどりん



みずりん

3 まとめ

- 「事業統合」は、総務省が進めている地方公営企業の抜本的な改革等の4つの方向性「広域化等」に含まれる取組の1つです。

(拡大)

③経営形態
(事業規模・
範囲・担い手)

○ 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、**現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念**

⇒事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の**広域化等**(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の**民間活用を検討**

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

出自:

総務省「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」第1回(平成31年4月19日(金))資料2「地方公営企業の概要及び経営改革の推進に係るこれまでの取組」の18pより
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/population_decline_society/index.html)



3 まとめ

- 「広域化等」については、経済産業省が検討している工業用水道事業者の経営改善策の一つとしても「更なる導入または検討の促進を図る必要がある」とされています。

① 広域化等の導入状況について

広域化等をすでに実施している事業は約35%であった。一方、広域化等を検討していない事業は約61%であり、そのうち、約31%の事業は「広域化等の対象がないため検討していない。」と回答であった（図-2.4.1「広域化等の実施状況」参照）。

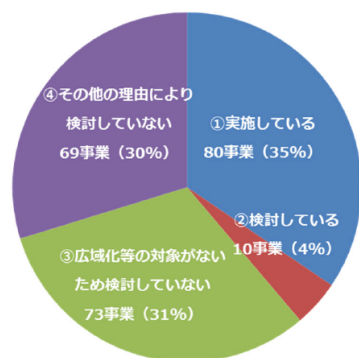


図-2.4.1 広域化等の実施状況

※その他の理由…各種調整が困難、人材不足 など

※②～④の事業数は①と回答した事業を除く。

総務省がまとめた「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書（平成29年3月）」においても、人口減少等に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など公営企業をとりまく厳しい環境を踏まえ、広域化等や民間活用などといった抜本的な改革を検討する必要性が示されており、また、それらの検討の可能性をさらに広げるためにも、デジタル技術等の活用が不可欠であると考えられることから、デジタル技術等・広域化等・民間活用の更なる導入または検討の促進を図る必要がある。

出自：
経済産業省「産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会 中間とりまとめ」15p、17pより抜粋
(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/kogyoyo_suido/pdf/20210615_1.pdf)



3 まとめ

- 当県の工業用水道事業においては、立地企業が一巡したことに加え、工場生産額の減少、工場内での用水リサイクル技術の向上などにより、水需要が伸び悩んでおり、料金収入の大幅な増加は、大手半導体企業の需要を除き、望みが薄い状況にあります。
- このため、過去2回事業統合による経営規模を拡大し、このスケールメリットによる事業運営の効率化とユーザーへの安定供給の継続を目指したものです。



3 まとめ

- 「需要の減少」は、工業用水道事業に限らず、水道等の公営企業全般にも共通する問題です。

これまで、公営企業の経営改革の取組について、事業統合を含む「広域化等」の取組が進められてきましたが、総務省「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」報告書（令和3年3月）では、「持続的な経営を支える人的資源の活用について」ということで、次のように報告されています。

持続的な経営を支える人的資源の活用について

- 各公営企業では、多様な広域化・共同化、都道府県による支援、第三セクター等による人的サポート、技術職員派遣制度、経営・財務マネジメント強化事業などの支援スキームを活用して持続可能な経営に向けた取組を進めることが期待される。
- 事務の共同処理や第三セクターによる市町村への支援の取組など、自治体間の連携をより進めるための各種の取組について、優良事例を周知することなどにより、横展開を図っていくことが重要。

総務省「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」報告書（概要）
の2 pより抜粋
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/population_decline_society/index.html)

- したがって、これまで同様に、公営企業の事業統合を含む広域化等の取組は今後も継続されるものと考えられます。今回ご紹介した取組はささやかな内容で参考にならないかもしれませんが、皆さまの検討を開始するきっかけになれば幸いです。



3 まとめ

ご清聴ありがとうございました。

